

六ヶ所村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

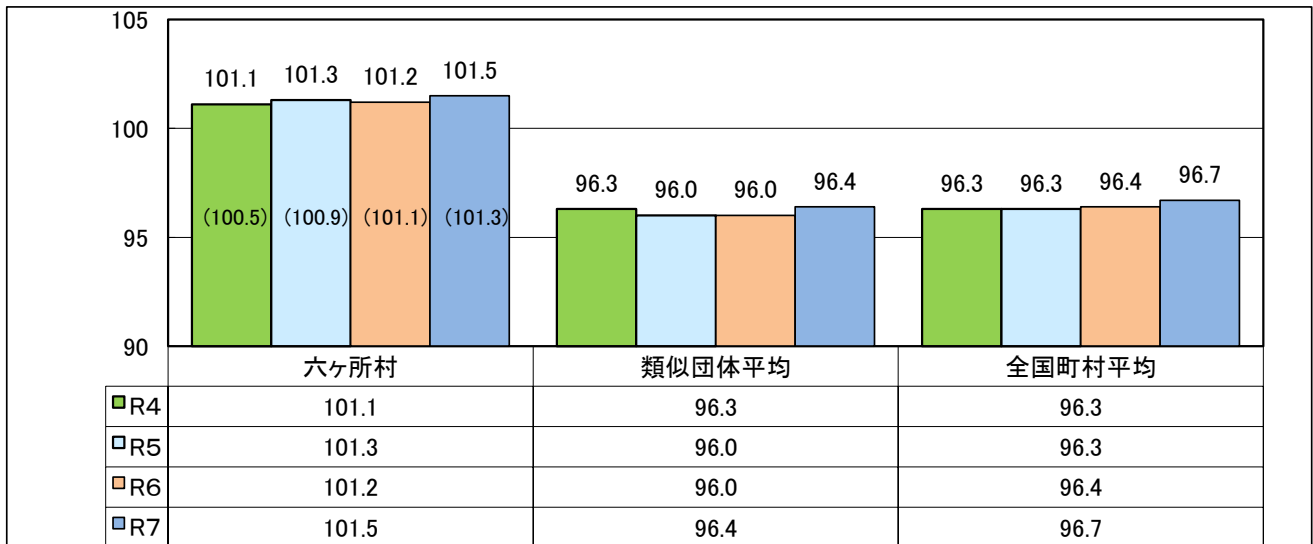
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 9,628	千円 14,270,915	千円 258,472	千円 1,961,528	% 13.7	% 12.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費					(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	事業費支弁職員給	計 B	千円	千円
令和6年度	人 197	千円 748,639	千円 129,385	千円 293,404	千円 50,000	千円 1,221,428	千円 6,200	千円 5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

令和7年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている場合についての理由
 高校卒の枠における平均給与月額が国の高校卒よりも高いため。特に経験年数25～30年、30～35年の階層で高くなっている。

改善の見込

- 人事評価制度の導入により、より適正な人員配置を行うことを検討。
- 級別定数基準を定めることを検討。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。初任層については号給の引下げなし、最高号給を最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	37.4 歳	303,500 円	351,475 円	333,056 円
青森県	42.5 歳	321,300 円	384,183 円	349,835 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.2 歳	314,279 円	364,128 円	339,772 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数 人	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち用務員	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち電話交換	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち運転手	— 歳		— 円	— 円	— 円
うちその他	53.7 歳	3	242,600 円	265,700 円	246,433 円
青森県	54.1 歳	211	305,500 円	342,029 円	321,950 円
国	51.3 歳	1,703	294,567 円	— 円	337,907 円
類似団体	51.0 歳	3	287,371 円	310,867 円	299,385 円

区分	民間			参考			
	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
六ヶ所村	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
うちその他	飲食物調理従事者	46.3 歳	225,400 円	1.1788	2,957,196 円	2,704,800 円	1.09331

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象職員が2人以下の場合は非公表(国と同様の取扱い。以下同じ。)

③医師・歯科医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	— 歳	— 円	— 円	— 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	53.9 歳	522,988 円	— 円	860,880 円
類似団体	58.3 歳	665,476 円	1,360,409 円	860,020 円

③看護師・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	46.2 歳	336,600 円	381,060 円	358,300 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	48.2 歳	333,346 円	— 円	375,323 円
類似団体	42.8 歳	312,994 円	353,885 円	327,508 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	44.5 歳	353,300 円	370,333 円	—
青森県	47.2 歳	381,500 円	421,086 円	—
類似団体	39.4 歳	304,258 円	334,829 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		村	青森県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	192,500 円	192,500 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	252,000 円	252,000 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	291,100 円	370,600 円	416,500 円	437,000 円
	高校卒	257,600 円	337,100 円	384,700 円	419,400 円
技能労務職	高校卒	235,400 円	— 円	242,900 円	249,500 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

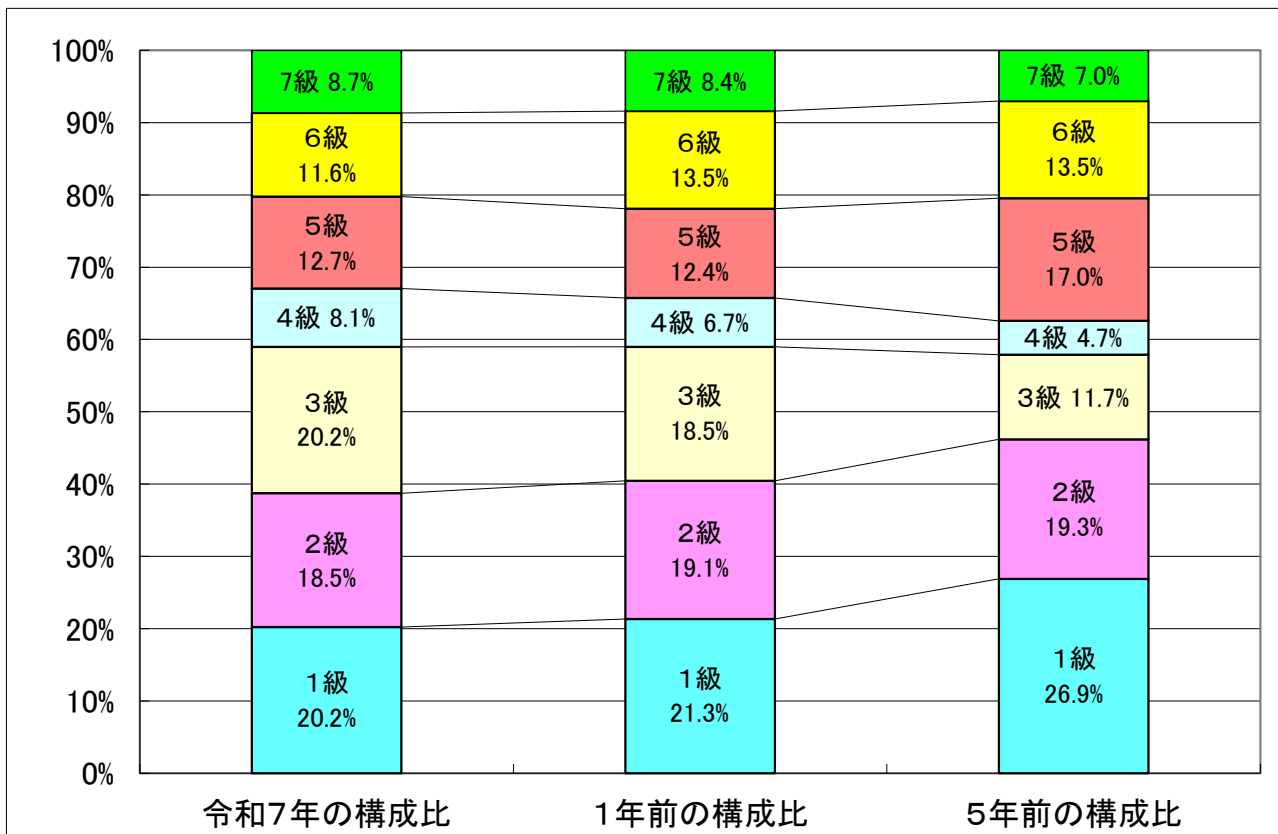
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

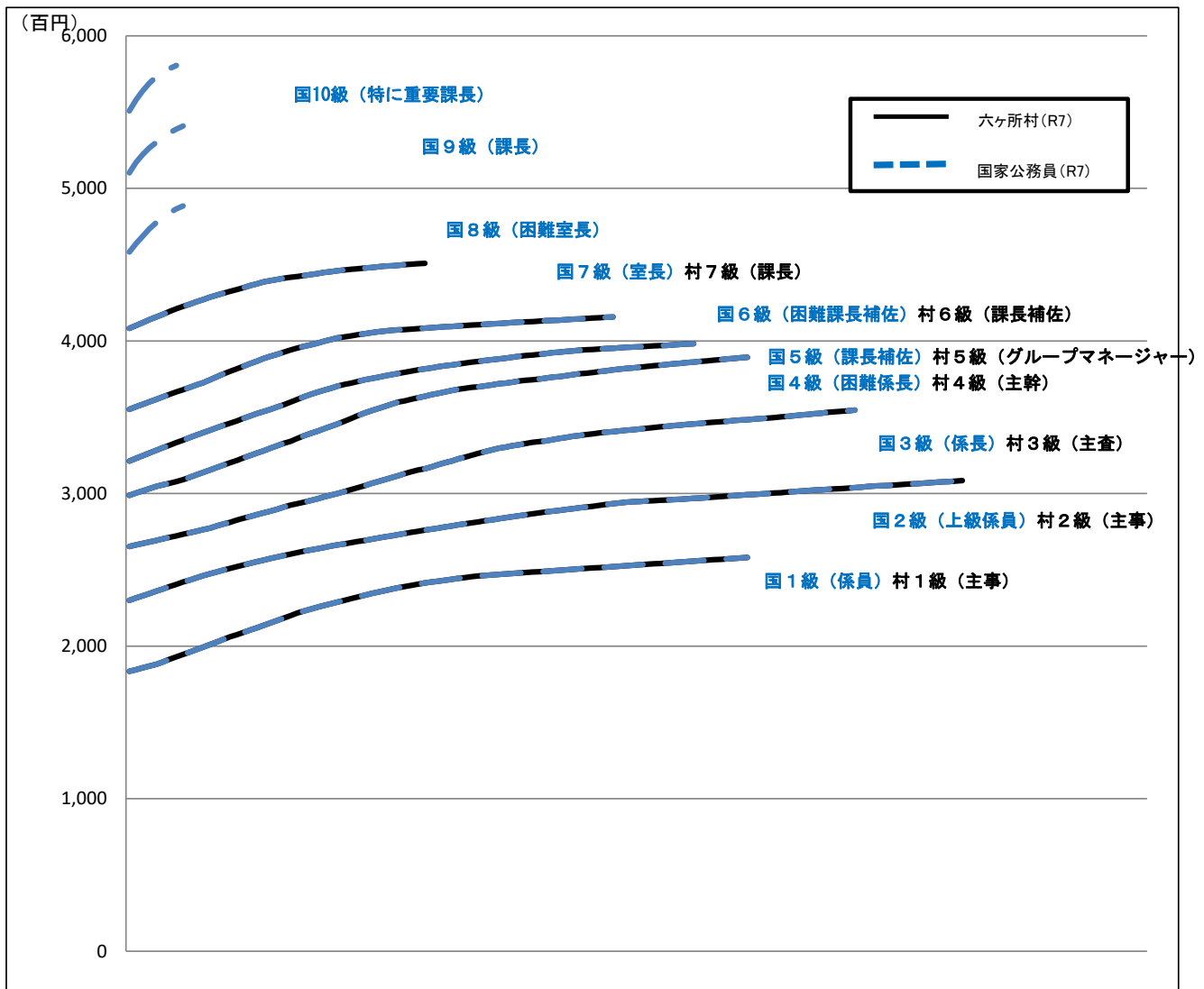
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	35 人	20.2%	183,500 円	258,100 円
2 級	主事	32 人	18.5%	230,000 円	308,500 円
3 級	主査	35 人	20.2%	265,300 円	354,700 円
4 級	主幹	14 人	8.1%	298,800 円	389,300 円
5 級	グループマネージャー	22 人	12.7%	321,300 円	398,200 円
6 級	課長補佐、出先の長	20 人	11.6%	355,200 円	415,700 円
7 級	課長	15 人	8.7%	408,300 円	450,900 円

(注) 1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(六ヶ所村)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,461 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,776 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(六ヶ所村)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

六ヶ所村	国
・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.7090 月分 47.709 月分 ・調整額 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円) ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3~45%加算) 1人当たり 自己都合 730 千円 平均支給額 応募認定・定年退職 21,681 千円	・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 ・調整額 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~95,400円) ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年退職」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,881 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		626,880 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	20 %	3 人	20 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		8,720 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		968,889 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		4.0 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師及び歯科医師	医師が医療業務に従事したとき	千円	月額450,000円～650,000円
巡回検診手当	医師	医師が検診業務等に従事したとき		月額5,000円
受託業務手当	医師、技師	委託者の事業所等でその業務に従事したとき	—	受託業務の50/100
往診手当	医師、看護師等	往診業務に従事したとき		医師往診料の50/100 看護師等往診料の10/100
夜間看護手当	看護師等	夜間に看護等の業務に従事したとき		1回3,300円
教員特殊勤務手当	小学校及び中学校に勤務する教諭及び助教諭	非常災害緊急補導手当	千円	日額7,500円～16,000円
		修学旅行等引率手当		日額5,100円
		部活指導手当		日額3,600円
		多学年学級担当手当	920	日額290円～350円
		教育業務連絡指導手当		日額200円
		特別支援教育手当		月額12,600円
防疫作業手当	家畜伝染病防疫に従事する職員	家畜伝染病の病菌を有する家畜又は家畜伝染病の病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	千円	1回380円

※六ヶ所村行政改革に基づく給与の適正化により、保育士手当、下水処理場作業手当、衛生検査手当、放射線取扱手当の4特殊勤務手当を平成20年3月31日で廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特殊勤務手当を新設。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	47,030 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	279 千円
支給実績(令和5年度決算)	55,345 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	343 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもなどを扶養している場合に支給されます。 配偶者 3,000円 父母等 6,500円 子 11,500円 子が満16歳～22歳の加算 1人につき 5,000円	同		16,207 千円	238,334 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 150,000円 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	異なる	自家用車利用の場合の最高額(国は、31,600円)	22,635 千円	152,939 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高 27,000円	異なる	最高額(国は28,000円)	15,507 千円	304,067 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 19,800円 扶養親族がない場合 世帯主 11,400円 その他 8,200円	同		12,692 千円	65,763 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当支給に関する規則で指定するものに支給されます。 支給額=32,000円～53,000円	異なる	支給額(国は、31,700円～139,300円)	28,908 千円	418,956 円

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 最高 12,000円	同		612 千円	8,869 円
教員特別手当	小学校又は中学校に勤務する教諭又は助教諭に支給されます。 最高 8,000円			451 千円	56,400 円

(注) 公営企業等を除く。

※平成21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を平成21年12月1日から廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特別手当を新設。

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給料月額等			
給 料	村 長	782,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
			892,000 円	523,000 円	
報 酬	副 村 長	630,000 円 (円)	700,000 円	360,000 円	
	議 長	291,000 円 (円)	366,000 円	200,000 円	
報 酬	副 議 長	259,000 円 (円)	320,000 円	170,000 円	
	議 員	252,000 円 (円)	310,000 円	150,000 円	
期 末 手 当	村 長	(令和6年度支給割合)			
	副 村 長	3.4	月分		
期 末 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)			
	副 議 長	3.4	月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 村 長	退職時給料月額 × 在職月数 × 100分の45.5	17,078,880 円	任期满了時若しくは退職時	
備 考		退職時給料月額 × 在職月数 × 100分の26.5	8,013,600 円		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	業務分担の見直しによる減員
		総 務	69	67	△ 2	
		税 務	10	10	0	
		労 働				
		農林水産	13	13	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	13	13	0	
		民 生	48	52	4	
	衛 生	13	10	△ 3		
		計	172	171	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 177.61 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 119.43 人)
	教育部門	25	24	△ 1		
	消防部門					
	小 計	197	195	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 202.53 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 142.96 人)	
公営企業等 会計部門	病 院	6	6	0	業務分担の見直しによる減員	
	水 道	4	2	△ 2		
	下 水 道	5	6	1		
	そ の 他	13	14	1		
	小 計	28	28	0		
合 計		225 [335]	223 [335]	△ 2 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 231.6 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	4人	19人	37人	26人	24人	20人	20人	16人	16人	18人	11人	12人	223人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	165	167	166	165	172	171	6	3.5
教育	30	28	27	24	25	24	▲6	(▲25.0)
普通会計	195	195	193	189	197	195	0	0.0
公営企業等会計	26	27	27	26	28	28	2	7.1
総合計	221	222	220	215	225	223	2	0.9

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 296,913	千円 19,192	千円 22,426	% 7.55	% 4.26

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 4	千円 13,774	千円 2,831	千円 5,821	千円 22,426	千円 5,607

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 726,334	千円 6,839	千円 28,846	% 3.97	% 3.94

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 5	千円 18,504	千円 2,429	千円 7,913	千円 28,846	千円 5,769

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 21,590	千円 △ 7,058	千円 3,406	% 15.78	% 12.73

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 1	千円 2,412	千円 79	千円 915	千円 3,406	千円 3,406

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,537

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
六ヶ所村	34.2歳	296,700円	484,670円
団体平均	水道事業	345,838円	524,813円
	下水道事業	342,377円	516,175円
	工業用水道事業	358,291円	546,700円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 村においては平成29年度から工業用水道事業を新設している。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,453千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,461千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 水道事業 1,593千円 下水道事業 1,562千円 工業用水道事業 1,632千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.05月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.05月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 ー月分 勤勉手当 ー月分 (ー)月分 (ー)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(令和7年4月1日現在)

六ヶ所村			六ヶ所村(一般行政職)			(参考)団体平均等	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分		
(調整額)			(調整額)				
職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円)			職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円)				
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)				
定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)			定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)				
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たり平均支給額	
1人当たり	自己都合	ー千円	1人当たり	自己都合	730千円	水道事業	7,848千円
平均支給額	応募認定・定年退職	ー千円	平均支給額	応募認定・定年退職	21,681千円	下水道事業	6,120千円
						工業用水道事業	4,960千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,651千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	206千円
支給実績(令和5年度決算)	893千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	128千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

④ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもなどを扶養している場合に支給されます。 配偶者 3,000円 父母等 6,500円 子 11,500円 子が満16歳～22歳の加算 1人につき 5,000円	同	—	660 千円	220,000 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 150,000円 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同	—	1,020 千円	145,714 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高 27,000円	同	—	192 千円	192,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 19,800円 扶養親族がない場合 世帯主 11,400円 その他 8,200円	同	—	592 千円	59,180 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当支給に関する規則で指定するものに支給されます。 支給額=32,000円～53,000円	同	—	1,344 千円	448,000 円

※平成21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を平成21年12月1日から廃止。